

## 社外研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所  
報告者：竹内佑太

研修テーマ	破産管財（入門編）
主催者	愛知県弁護士会
受講場所	愛知県弁護士会館5階ホール
受講期間	2015.12.8（火）13：30-15：30
研修内容	<p>破産管財業務について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・破産管財業務とは何か－①財産調査・換価②債権調査・配当③免責 →とくに上記①、②について理解を深める</li><li>・破産管財業務の大まかな流れを理解する</li><li>・破産管財人となることで会社の管理処分権が移転 →会社の事務作業を担うことに。弁護士だけではできないこともあるため事務員としてどう補助できるか。</li></ul>
研修の成果及び感想	<p>破産管財の大まかな流れをつかむことによって、事務員自身が今何をどうしているのか理解でき、それによって破産管財人の弁護士と事件の進捗状況を共有し、手続きを円滑に進めることができることになるのではと思われる。</p> <p>また、管財人の立場から申立人がどこまでやるべきか、やってほしいか等を教えていただいた。これまでほぼ破産申立の観点からしか見る機会がなかったところ、新しい観点から何をしたらよいかを学ぶことができ、今後活かせることができればと思う。</p>
添付資料	
受講者	竹内 佑太